

## 建設工事における見積設計単価等の公表について

### 1 目的

公共事業の入札及び契約については、透明性の確保、公正な競争、適正な施工、不正行為の排除が求められていることから、建設工事の発注において入札公告時点では非公表（うち土木工事に限り令和2年11月1日より公表開始）としてきた見積設計単価等を公表することにより、入札参加業者が適正に金額を算出できるとともに、透明性及び公平性の向上を図ることを目的とする。

### 2 対象工事

建設業法第2条第1項に定める建設工事で予定価格200万円以上の競争入札に付する工事

### 3 公表する設計単価等

- (1) 調査機関による特別調査及び見積により決定した設計単価
- (2) 町が採用している積算基準に定めがないため見積等により決定した歩掛
- (3) その他特筆すべき積算条件

### 4 公表の方法

入札公告時又は入札通知時に「積算条件明示書（参考資料）」を添付する。（別紙のとおり）

### 5 公表する内容

- (1) 設計単価  
資材名、規格、単位、採用単価を明示する。
- (2) 歩掛  
工種、歩掛構成（名称、規格、数量、単位）を明示する。
- (3) その他特筆すべき積算条件  
契約条件として設計図書（特記仕様書、図面等）に定めた内容以外で、積算上の特筆すべき条件を明示する。

### 6 その他

- (1) 見積により決定した設計単価及び歩掛については、見積徴収先は公表しない。
- (2) 建設物価調査会及び経済調査会から市販されている物価資料に掲載されている設計単価については、両調査会の著作権の保護のため非公表とする。
- (3) 見積依頼にあたっては、入札公告時等に公表することを条件とする。

### 7 適用日

令和7年11月1日以降に入札を行う工事から適用する。

## 積算条件明示書（参考資料） 【例】

入札契約過程における透明性及び公平性を確保するため、参考までに積算条件を示すものであり、契約の履行を拘束するものではない。従って、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。

工事費の積算に用いる材料単価は、物価資料(建設物価・建築コスト情報・積算資料・建築施工単価をいう。)掲載価格、見積又は特別調査をもとに、下記の優先順位にて決定している。

- ① 物価資料掲載価格 ② 見積又は特別調査

工事名			
工事場所	伊予郡松前町大字		
工期	まで		
物価資料 適用基準			
建設物価	令和	年	月
建築コスト情報	令和	年	月
積算資料	令和	年	月
建築施工単価	令和	年	月
その他積算条件等			
<p>○ 見積等により決定した設計単価 「別紙1」のとおり</p> <p>○ アスベストの運搬については運搬距離を ### kmとし、 搬出場所は、○○○○ で積算している。</p> <p>○ コンクリート塊の運搬については運搬距離を # kmとし、 搬出場所は、×××× で積算している。</p> <p>○ 工事の安全対策として交通誘導警備員Bを # 人見込んでいる。</p>			